

流山市土地開発公社定款

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条～第 5 条)

第 2 章 役員及び職員

第 1 節 役員及び職員 (第 6 条～第 1 2 条)

第 2 節 理事会 (第 1 3 条～第 1 7 条)

第 3 章 業務及びその執行 (第 1 8 条・第 1 9 条)

第 4 章 基本財産の額その他資産及び会計 (第 2 0 条～
第 2 5 条)

第 5 章 雑 則 (第 2 6 条・第 2 7 条)

附 則

流山市土地開発公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この土地開発公社は、流山市土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 この公社の設立団体は、流山市とする。

(事務所の所在地)

第4条 この公社の事務所は、流山市平和台1丁目1番地の1流山市役所に置く。

(公告の方法)

第5条 この公社の公告は、流山市公告式条例(昭和26年流山市条例第1号)に基づく流山市の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役 員)

第6条 この公社に次の役員を置く。

(1) 理事8名以内(うち理事長、副理事長各1名)

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名は、常任とすることができる。

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、この公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項の職務を行う。

(役員 の 任命)

第8条 理事及び監事は、流山市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

(役員 の 任期)

第9条 役員 の 任期は、2年とする。ただし、補欠の役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員 の 再任は、これを妨げない。

(役員 の 兼任 の 禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員 の 任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職 の 禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときには、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第 1 5 条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 1 6 条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款又は業務の執行に関する規程の変更

(2) 基本財産の額の変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(5) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) 規程で定める契約及び財産の取得又は処分

(8) その他この公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上の決するところによる。

(議事録)

第 1 7 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席者の数

(3) 議事の経過の概要

(4) 議決事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) その他特に必要と認めるもの

2 議事録には、議長のほか出席者のうちから、その会議において議長が指名した議事録署名人2人以上が、署名捺印しなければならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内

において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第19条 この公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第20条 この公社の資産は、基本財産とする。

2 この公社の基本財産の額は、5,000千円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

（事業年度）

第21条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（決算）

第22条 この公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第23条 この公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後、速やかに財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て流山市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第24条 この公社は、第21条の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰越した損失をうめ、なお残余があるときは、その額を準備金として整理する。

2 この公社は、第21条の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失が生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第25条 この公社は、次の各号に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑 則

(解 散)

第26条 この公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、流山市議会の議決を経、千葉県知事の認可を受けたときに解散する。

2 この公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、流山市にこれを帰属させる。

(規程への委任)

第27条 この公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この公社の設立が認可された日から施行す

る。

(最初の事業年度)

- 2 この公社の最初の事業年度は、第21条の規定にかかわらず、この公社の設立が認可された日から昭和51年3月31日までとする。

(最初の役員任期)

- 3 この公社の最初の役員任期は、第9条の規定にかかわらず、流山市長の定めるところによる。

附 則

この定款は、平成5年11月1日から施行する。

(施行期日)

この定款は、平成20年3月28日から施行する。

(施行期日)

この定款は、平成20年12月1日から施行する。